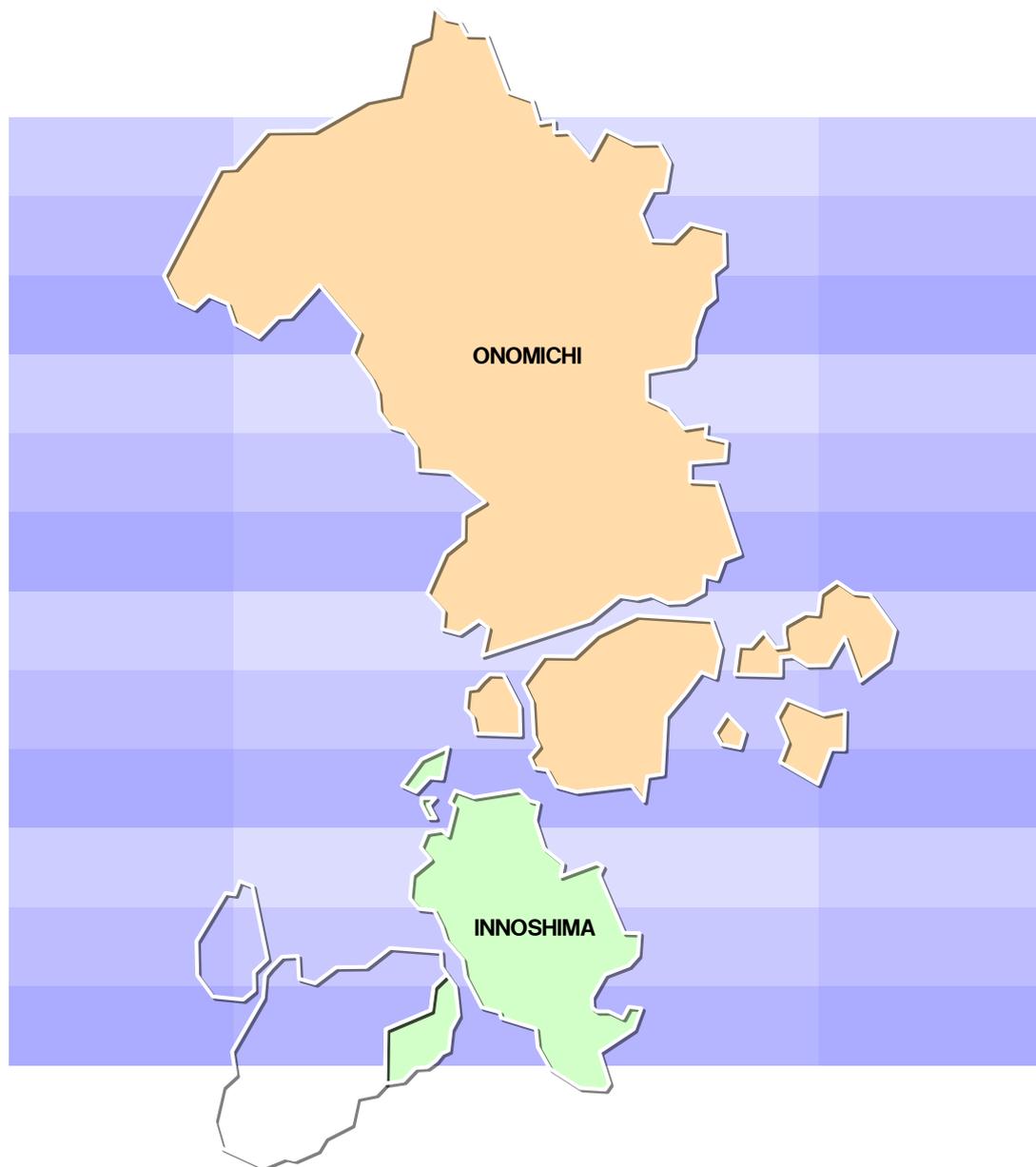


尾道市・因島市新市建設計画



尾道市・因島市新市建設計画

尾道市・因島市合併協議会

～ 目 次 ～

I	序論	1
1	合併の必要性	1
2	計画策定の方針	4
	(1) 計画の趣旨	4
	(2) 計画の構成	4
	(3) 計画の期間	4
II	新市の概況	5
1	自然条件	5
	(1) 位置	5
	(2) 地勢	6
	(3) 気象	6
2	社会経済条件	7
	(1) 人口・世帯数	7
	(2) 産業	8
	(3) 交通	9
3	新市の地域ポテンシャル	10
4	新市のまちづくりに向けた課題	12
III	新市建設の基本方針	15
1	まちづくりの基本理念	15
	(1) まちづくりのテーマ	15
	(2) まちづくりの基本方向(サブテーマ)	16
2	まちづくりの基本方針	17
3	主要指標の見通し	19
4	因島地域の位置づけと地域別整備の方針	20
	(1) 因島地域の位置づけと役割	20
	(2) 地域別整備の方針	21

IV	主要施策	27
1	世界と交流するまちへ	28
(1)	交流と連携の推進	28
2	出会いとドラマを演出するまちへ	30
(1)	魅力ある都市空間の形成	30
(2)	美しい景観の形成	31
(3)	交通体系の整備	32
(4)	高度情報通信ネットワークの整備	33
3	産業ルネッサンスのまちへ	34
(1)	産業の活性化と創造	34
4	優しさを共有するまちへ	36
(1)	保健・医療・福祉サービス提供体制の整備	36
(2)	子どもが健やかに育つ社会の形成	38
5	未来を拓く住民活力を培うまちへ	39
(1)	人権の尊重と社会参画の推進	39
(2)	市民活動の活性化	40
(3)	充実した教育環境と多様な学習機会の創出	41
(4)	文化や芸術を楽しみ、スポーツ・レクリエーションに親しむ社会の形成	42
6	自然と共生した快適な生活のまちへ	43
(1)	環境にやさしい社会の形成	43
(2)	安全で質の高い住環境の整備	44
V	公共施設の統合整備	47
VI	財政計画	49
	用語解説	56

I 序 論

1 合併の必要性

地方分権の推進や少子・高齢化の進行、新たな行政課題など今後の社会経済環境の変化に的確に対応し、市町村が効果的・効率的な行政を進め、将来にわたって安定した住民サービスを提供するとともに、21世紀の新しいまちづくりを推進していくうえにおいて、市町村合併は有効な手段です。

こうしたなかで、尾道市と因島市の合併の必要性を、次のように整理します。

(注：文中の尾道市の区域は、原則として2005(平成17)年3月28日に合併予定の尾道市、御調町及び向島町を合わせた区域とします。)

- (1) 地方分権の推進への対応
- (2) 日常生活圏の一体化と広域行政への対応
- (3) 少子・高齢化への対応
- (4) 国・地方の厳しい財政状況への対応
- (5) 時代の変化と多様な住民ニーズへの対応
- (6) 21世紀のまちづくりへの対応

(1) 地方分権の推進への対応

地方分権の推進は、住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を進めていくものであり、地域にとっては、新たなまちづくりに向けた大きな転換点です。

こうしたなかで、自己決定と自己責任に基づいて、地域の実情やニーズに応じた個性的で多様なまちづくりを推進し、魅力と活力ある地域社会を構築し、安定した住民サービスを提供していくためには、それに見合った政策立案能力や実施体制の充実、財政基盤の強化など分権型社会にふさわしい行政体制の構築を図ることが求められています。

また、権限移譲による事務量の増大や新しい分野の事務の発生による専門的な業務に対応していくことも重要となります。

両市の合併によって、一定の組織規模や財政規模を確保し、スケールメリットを活かした行財政運営の効率化、組織や人材の高度化・専門化をなお一層進めていくことが必要です。

(2) 日常生活圏の一体化と広域行政への対応

両市の大部分は、もともと、旧御調郡内の町村であり、歴史的にもつながりが強く、現在でも、通勤・通学、通院・入院、買い物などの日常生活圏において、両市の結びつきがみられます。

また、両市は、同一の尾三広域行政圏に属しており、各種計画圏域についても一部を除き、ほとんど同じ管轄区域に属し、消防、ごみ・し尿、地域振興などにおいても、共同で事業を行っています。

両市は、日常生活圏の一体化や広域行政での連携が強まりつつあり、こうした状況に適切に対応していくため、歴史的なつながりを尊重しつつ、広域的な視点から連携・調整を強化していくことが重要となっています。

両市の合併によって、より広い観点から一体的なまちづくりを進め、サービス提供体制の充実や迅速な適切処理など行政サービスの向上を図るとともに、効果的なまちづくりを推進していくことが必要です。

(3) 少子・高齢化への対応

全国的に少子・高齢化が進行するなかで、両市においては、2000(平成12)年の国勢調査における65歳以上の人口の占める割合は、尾道市23.9%、因島市27.9%で、両市とも広島県平均18.5%を上回っており、全国平均を上回る少子・高齢化が進行し、今後とも高齢化がより進行することが想定されます。

少子・高齢化の進行は、増大する住民サービスとそれを負担する人口の減少によって財政の収支に不均衡をもたらすことが予想され、こうした状況に対応した適切な保健・医療・福祉のサービス提供体制と住民負担の仕組みを構築していくことが求められています。

両市の合併によって、一定規模以上の人口規模を確保し、財政力の強化や人材の確保、住民に身近な保健・医療・福祉サービスの維持・向上を図っていくことが必要です。

(4) 国・地方の厳しい財政状況への対応

国・地方とも引き続き景気の低迷により大幅な税収不足が生じていることに伴い、地方自治体を取り巻く財政状況は依然として厳しい状況にあります。

こうしたなか、両市の財政においては、自主財源の伸び悩み及び義務的経費の高い構成比等の要因により、財政構造が硬直化しており、厳しい財政運営を行っているのが実態です。

このような状況に加え、いわゆる「三位一体の改革」は新市においても大きな転換期であり、地方税財政制度等の動向について不確定要素はあるが、適切な財政運営に努めることが重要です。

両市の合併により、行財政基盤を強化するとともに、行財政運営の効率化を図りながら、行政サービスを維持・向上していくことが必要です。

(5) 時代の変化と多様な住民ニーズへの対応

高度情報化や国際化、地球環境問題など時代の変化に伴い、行政ニーズはますます多様化、高度化する傾向にあります。

一方、住民が求めるサービスも多様化、高度化しており、専門的かつ高度な行政対応能力の具備など、これらに的確に対応した総合的、広域的な取り組みが求められています。

両市の合併によって、時代の変化や多様化する住民ニーズに適切に対応できる仕組みをより一層構築していくことが必要です。

(6) 21世紀のまちづくりへの対応

成熟社会に向かうこれからの時代は、生活の質の有り様が問われる時代であり、多彩なまちづくりの展開が求められています。

また、地域間競争がより一層激化することが予想され、地域の個性を活かしながら、創意工夫を重ね、内なる活力を創出し、地域の持続的な発展を図ることが重要となっています。

また、本地域は、「瀬戸内の十字路・個性輝く地域をめざして」をテーマとする尾三地域発展プランにおいて、瀬戸内の十字路、広域交通網の結節点としての位置を占めており、その役割を十分に発揮し、尾三地域はもとより広島県の発展に貢献していくことが期待されています。

こうした状況を踏まえ、両市の合併によって、総合的な行政能力の向上を図り、地域相互の連携による一体的なまちづくりを進め、それぞれの地域の個性を活かした均衡ある発展を図るとともに、魅力ある地域を創出していくことが必要です。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、尾道市と因島市の合併に伴い、まちづくりを総合的かつ効果的に推進し、両市の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上を図り、新市の均衡ある発展に資するため、新市のまちづくりの基本方針と具体的な施策の方針を定めるものです。

(2) 計画の構成

本計画は、合併後のまちづくりを進めていく方針を示した「新市建設の基本方針」、基本方針の実現に向けた「主要施策」、「公共施設の統合整備」及び「財政計画」を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、2006（平成 18）年度から 2025（令和 7）年度までの 20 か年とします。

Ⅱ 新市の概況

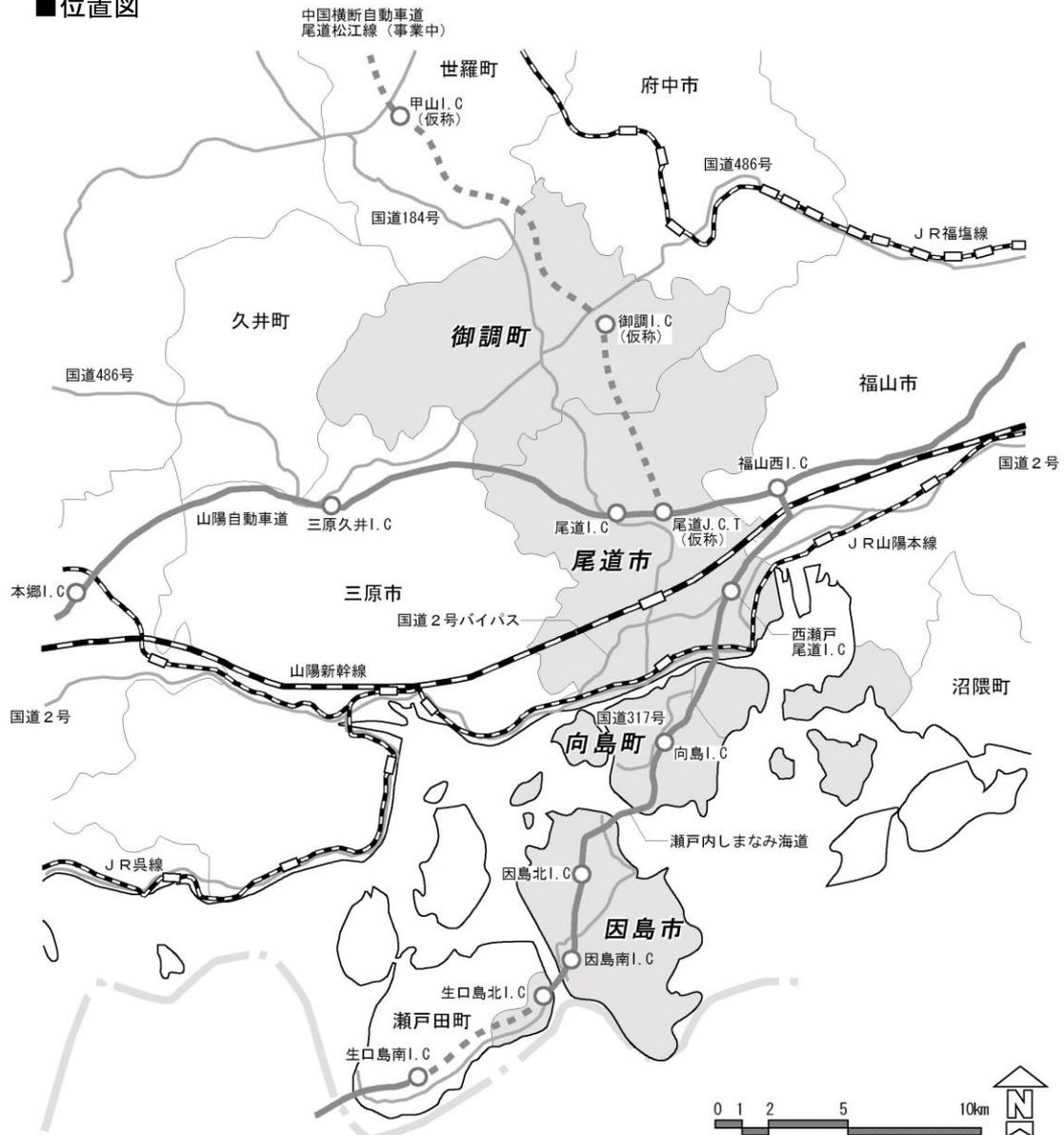
1 自然条件

(1) 位置

新市は、広島県の東南部に位置し、芸予諸島の一部をなす南の島しょ部と沿岸部及び北の内陸盆地から構成され、瀬戸内の島から沿岸部、内陸盆地に至る多彩な広がりを有しています。

市域面積は252.09 k m²で、市域内は瀬戸内しまなみ海道、国道317号、国道184号等で結ばれ、島しょ部とは、尾道大橋、新尾道大橋、因島大橋及び生口橋でつながっています。

■ 位置図



(2) 地勢

新市は、大半が山地で、平地は尾道水道沿いに帯状に形成されているほかは、点的的に形成されています。

内陸部は、三方を山で囲まれ、地域を貫流する御調川沿いと小支流沿いに平地が形成されています。

島しょ部は、概して急峻で平地に乏しく、低丘陵や斜面地から構成され、平地は海岸に接しています。

また、国立公園である瀬戸内海は、独特の多島美を有しており、海・島と山地・丘陵が織りなす多様で豊かな自然は新市の特徴となっています。

水系は、内陸部は芦田川水系、本郷川水系、沿岸部は藤井川水系、栗原川水系のほかは単独水系、島しょ部は単独水系です。

(3) 気象

新市は、温暖で降雨量が比較的少ない瀬戸内型気候に属しますが、内陸部では温度較差がやや大きい山間部の特性を示しています。

2 社会経済条件

(1) 人口・世帯数

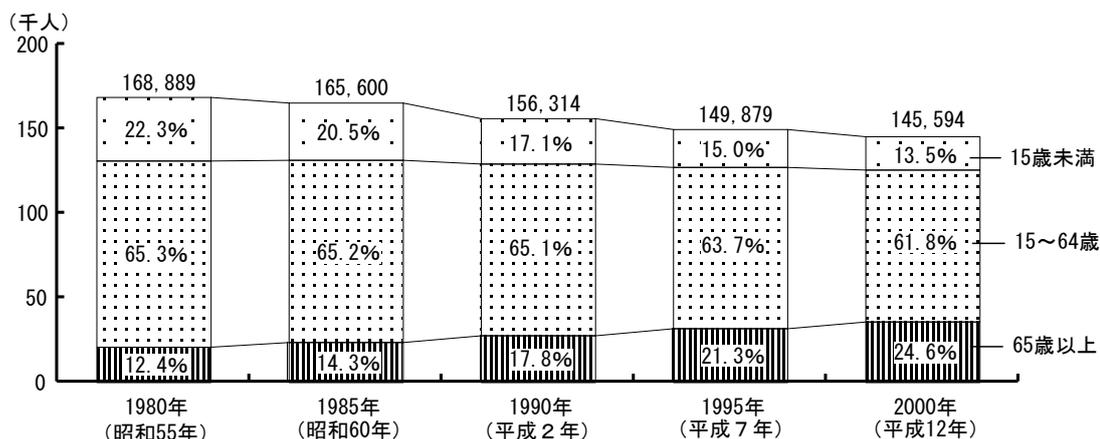
人口は、2000(平成12)年(国勢調査)が145,594人で、自然減と社会減が相伴って人口の減少傾向が継続していますが、1995(平成7)年から2000(平成12)年にかけては減少率がやや鈍化しています。

2000(平成12)年(国勢調査)の65歳以上人口の割合は24.6%で、内陸部や島しょ部を中心に高齢化が進行し、広島県平均18.5%を上回る高齢化率を示しています。

また、15歳未満人口の減少が広島県平均を上回って進行しており、少子・高齢化が急速に進行しています。

世帯数は、2000(平成12)年(国勢調査)が53,510世帯で、増加傾向が継続し、1世帯当たりの人員は2.72人で、広島県平均2.62人に比べると高いものの、核家族化が進行しています。

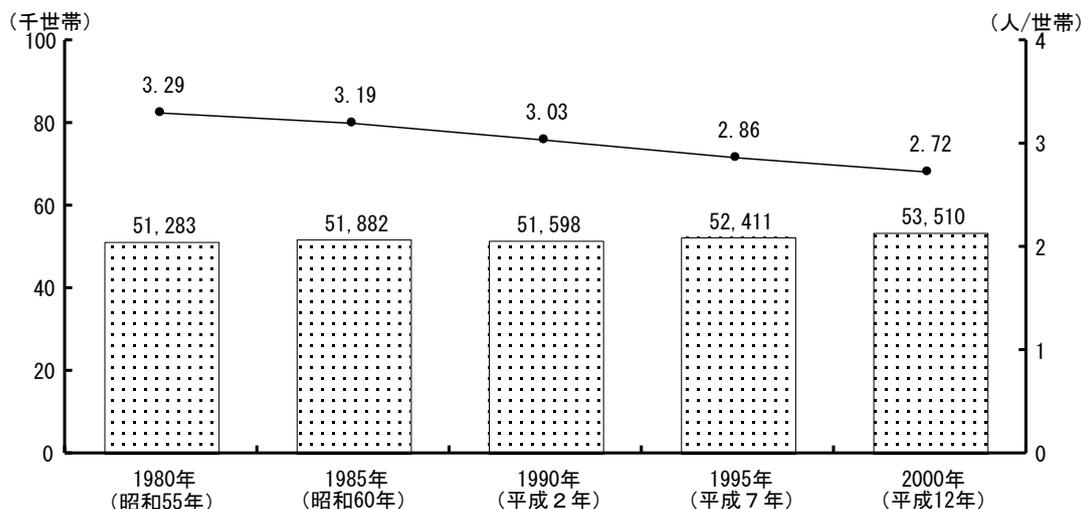
■人口の推移



資料：国勢調査

注：年齢別構成比は四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある。

■世帯数の推移



資料：国勢調査

(2) 産業

2001(平成13)年度の総生産は、4,674億9,800万円で、広島県でのシェアは4.3%です。

産業別では、第3次産業の占める割合が最も高くなっていますが、広島県平均に比べると、第2次産業の比率が高くなっています。また、総生産と分配所得を比べると、総生産が分配所得を上回る流出タイプとなっています。

2001(平成13)年の事業所数は8,628事業所、従業者数は60,447人となっていますが、1996(平成8)年からの推移をみると、事業所数、従業者数ともに減少しています。

産業別にみると、農業は野菜、果樹などの県内の主要産地となっていますが、経営環境が厳しいことから、農家数、経営耕地面積ともに減少し、農業生産額も減少傾向が継続しています。

水産業は、沿岸漁業が行われていますが、担い手の減少、水産資源の減少等に伴い、経営体数は減少しています。

商業は、卸売業において商品販売額の減少がみられますが、県内でも高い集積を示しています。小売業においては、売場面積は増加しているものの、市域外への買物の流出等により、商店数、従業者数、商品販売額いずれも減少し、また、郊外への大型小売店の立地等により中心商業地区の集客力が低下しています。

工業は、プラスチック製品製造業、輸送用機械器具製造業を主に構成され、近年の経済不況の影響によって伸び悩んでいましたが、2003(平成15)年にはやや回復の兆しを示しています。

観光は、独特の雰囲気醸成臨海市街地や瀬戸内海国立公園をはじめとする多彩な歴史・芸術・文化的資源や優れた自然環境の恵まれた観光資源を有し、全国からの集客力を有する県内の主要観光地のひとつとなっています。しかし、1999(平成11)年の瀬戸内しまなみ海道の開通に伴い、著しく増加した入込観光客数は過去最高となったが、開通効果が薄まるにつれて減少し、2003(平成15)年の入込観光客は前年に比べやや増加したものの、約340万人でピーク時の64%の水準となっています。

■事業所の動向

(単位：所、人)

区 分	1996(平成8)年			2001(平成13)年		
	事業所数	従業者数	1事業所当たり従業者数	事業所数	従業者数	1事業所当たり従業者数
尾道市	7,359	51,615	7.0	6,826	48,279	7.1
因島市	2,024	13,612	6.7	1,802	12,168	6.8
計	9,383	65,227	7.0	8,628	60,447	7.0

資料：事業所・企業統計

(3) 交通

広域的な幹線道路である高規格幹線道路は、山陽自動車道、瀬戸内しまなみ海道が整備され、また、中国横断自動車道尾道松江線と同御調 I . C (仮称) の設置が事業化されています。

主要幹線道路は、東西方向の国道 2 号・486 号、国道 2 号バイパス、南北方向の国道 184 号・317 号のほか、主要地方道 4 路線、また、地域内幹線道路は、一般県道 13 路線から構成されています。

また、沿岸部と島しょ部とは尾道大橋、新尾道大橋、因島大橋及び生口橋の 4 本の橋で連絡されています。

公共交通は、山陽新幹線、J R 山陽本線が走り、それぞれ新尾道駅、尾道駅、東尾道駅が設置されています。

バス交通は、尾道駅を拠点として、市内や周辺地域と連絡し、また、東京、大阪、広島、今治、松山等へ高速バスが運行されています。

海上交通は、島しょ部へ渡船・フェリー・旅客船が就航し、住民の貴重な生活航路となっています。

3 新市の地域ポテンシャル

広域的なまちづくりの課題に対応し、新市における今後の地域づくりを推進していくにあたって最大限活用し、その効果を十分に発揮していくべき主たる地域ポテンシャルは、次のとおりです。

- (1) 高速交通網の整備による瀬戸内の十字路の形成
- (2) 産業・技術の蓄積と進取の産業風土
- (3) 個性ある芸術・文化の蓄積や先進的な福祉
- (4) 瀬戸内海をはじめとする豊かな自然環境

(1) 高速交通網の整備による瀬戸内の十字路の形成

新市は、山陽自動車道及び瀬戸内しまなみ海道の開通に伴い、東西南北の高速交通体系の結節点としての位置にあり、今後、事業中の中国横断自動車道尾道松江線の整備に伴い、「瀬戸内の十字路」としてのポテンシャルが、より高まることが予想されます。

人、もの、情報が集まる高速交通網の結節点としての立地性や中四国地方における高速交通網のほぼ中心に位置する優位性を活かし、生活、物流、観光の広域拠点としての機能と役割を高め、周辺地域の発展を牽引していくことが必要です。

(2) 産業・技術の蓄積と進取の産業風土

新市には、造船や食品加工などの産業・技術の蓄積があり、農業分野においても、島しょ部をはじめとして野菜・果樹・花きなど活力ある産地が形成されています。

また、経済不況下においても、近年、技術力を活かした薬品製造、バイオ、環境関連産業や農産物の品種改良等の新規成長産業の創出がみられるなど、新市は起業家等を輩出する進取の産業風土を有しており、こうした技術・産業・人材の蓄積を活かしながら、21世紀における活力ある多彩な産業を創造し、地域の活性化を図っていくことが必要です。

(3) 個性ある芸術・文化の蓄積や先進的な福祉

新市の個性的で魅力ある歴史・文化や瀬戸内海の優れた景観は、新市を特徴づけ、全国から来訪者をひきつける資源となっています。こうした地域資源を有効に活用し、文化の継承を図りながら心豊かな住民生活を創造していくとともに、芸術・文化に関する一体的な情報発信や観光振興など多様で幅広い交流を推進していくことが必要です。

また、御調地域は、地域包括ケアシステムの先進地として、全国的にも注目を集め、保健・医療・福祉の分野において蓄積されたノウハウや人材育成機能を活用し、質の高いサービスの提供など高齢化社会に的確に対応していくことが必要です。

(4) 瀬戸内海をはじめとする豊かな自然環境

瀬戸内海国立公園をはじめとする海と島、森林と田園などから形成される新市の豊かで優れた自然環境は、暮らし、産業、交流を支える地域資源として大きな役割を有しています。

こうした豊かな自然環境を維持・保全・修復し、これらと調和した快適な生活環境を創造し、住民生活を豊かで潤いのあるものとしていくとともに、新市の魅力を演出し、交流を推進する資源として多様に活用していく必要があります。

4 新市のまちづくりに向けた課題

新市の現状と課題を踏まえ、新市のこれからのまちづくりに向けた課題は、次のとおりです。

- (1) 地域の個性を活かした均衡ある発展
- (2) 地域構造のネットワーク化と交流・連携の強化
- (3) 少子・高齢化、成熟化に対応した魅力ある定住社会の形成
- (4) 将来の発展を先導する産業活力の創出と地域経済の活性化
- (5) 新しい時代に対応した行財政基盤の強化

(1) 地域の個性を活かした均衡ある発展

新市は、沿岸部の広域的な拠点性を持つ都市的機能や芸術・文化性、内陸部の田園居住環境・農業生産機能や先進的な福祉、島しょ部の居住環境、工業・農業生産機能や豊かな自然のリゾート性などそれぞれに異なる特性を有しています。

新市のまちづくりの推進にあたっては、こうした多彩な特性を尊重し、それぞれの適切な役割分担を図りながら、活力と賑わいに満ちた都市的魅力づくり、快適な定住環境づくり、豊かな環境を活かした交流環境づくりなど、それぞれの個性を活かした整備を進め、その個性をより発揮し、地域全体の魅力の向上と均衡ある発展につなげていくことが必要です。

(2) 地域構造のネットワーク化と交流・連携の強化

新市は、半島・島しょ部、臨海部、丘陵部、田園・山地部など多彩な特性から構成されており、地域全体としての連携を強化し、一体的に発展していくためには、地域全体を連絡するネットワーク型の地域構造を強化していくことが重要です。

交流・連携を支える高速交通網を補完する地域交通や高度情報通信基盤の整備を進め、諸機能の適正な配置と連携によって、住民生活や都市活動の快適性や利便性の向上を図るとともに、観光資源のネットワーク化による面的な周遊性を形成し、広域的な活性化を図るなど多分野における交流と連携を強化していくことが必要です。

(3) 少子・高齢化、成熟化に対応した魅力ある定住社会の形成

新市は、広島県平均を上回る少子・高齢化が進行し、地域の活力が低下しつつあり、若者の定住を促進し、高齢者が地域で安心して暮らしていくことのできる社会を実現していくことが重要となっています。

地域の特性に応じた質の高い住宅・宅地の供給や住環境の整備、魅力ある就業の場の創出、子育て支援の充実、保健・医療・福祉の連携のとれたサービスの提供など若者の定住と高齢社会を支える体制の整備を進めていくことが必要です。

また、21世紀の成熟社会に対応し、豊かな自然環境や歴史、優れた景観などを活かした都市・生活空間の快適性の向上や生涯学習環境の充実など、住民が心豊かに生活し、学び、楽しむことのできる環境整備に取り組むことが必要です。

(4) 将来の発展を先導する産業活力の創出と地域経済の活性化

新市の産業は、長引く経済不況の影響や都市間競争の激化、日常生活圏の拡大等に伴い、一部の業種や特色ある農業生産などを除き、商・工業をはじめとして全体的には厳しい状況が続いています。

産業は地域社会を支える基盤であり、これまでに蓄積された技術力、人材などの産業資源や高速交通網の結節点などの立地性を活かし、既存産業の高度化や企業誘致、新規成長産業の創出などに総合的に取り組み、将来の発展を先導する産業活力を創出し、地域経済の活性化を図ることが必要です。

(5) 新しい時代に対応した行財政基盤の強化

新市の財政は、財政力の低下が進行する中で、財政構造の硬直化が進行するなど財政状況は悪化し、歳入を地方交付税や地方債に依存する構造が強まっています。

国と地方の税財政改革への取り組みが進展する中、職員の意識改革や行財政改革を進め、限られた財源を有効に活用し、行政サービスを維持・向上していくことが重要となっています。

また、地方分権の進展のもと、行政サービスの多様化、高度化や新たな行政課題に的確に対応し、主体的なまちづくりを進めていくためには、効果的・効率的な行政体制を構築していくことが求められており、新しい時代に対応した行財政基盤の強化を図ることが必要です。

Ⅲ 新市建設の基本方針

1 まちづくりの基本理念

(1) まちづくりのテーマ

新市は、海と緑の豊かな自然に恵まれ、個性的な歴史や文化をはぐくみ、優れた技術や産業の集積等を通じて発展してきました。

近年は高速交通網の結節点としての地理的条件を有効に活用し、瀬戸内の十字路として広域的な発展を牽引していく役割を担っています。

しかし、新市を取り巻く社会経済環境は厳しさを増しており、新市が今後とも持続的に発展していくためには、合併を契機として両市がひとつの都市として自立し、それぞれの地域の特性を活かしながら相互に連携し、都市としての総合力を強化するよう、広域的な視点から一体的なまちづくりを進めていくことが必要です。

このため、多彩な特色を有する新市の優位性を最大限活かし、住民一人ひとりの暮らしが生き生きと輝き、芸術・文化、産業などの活動が交流を通じて多彩に展開される、個性と活力に満ちた、小さくてもキラリと光る宝石のような価値あるまちを創造します。

中四国地域連携軸や瀬戸内海の広域交流圏の中で、多様な交流の拠点、芸術・文化の創造を先導・牽引する拠点、安らぎと潤いのある居住の場の形成をめざし、新市建設の基本テーマとして「**瀬戸内の十字路に輝く宝石のような価値あるまち**」を掲げます。

まちづくりのテーマ

「瀬戸内の十字路に輝く宝石のような価値あるまち」

(2) まちづくりの基本方向（サブテーマ）

「瀬戸内の十字路に輝く宝石のような価値あるまち」をテーマに、両市の特性を活かしながら、多彩な輝きを發揮していくため、まちづくりの基本方向として次の2つを掲げます。

① 新たな芸術・文化と産業をはぐくむ国際交流都市の創造

新市は、全国的にも有数の個性ある歴史的・文化的風土を形成し、活発な芸術・文化交流や観光、時代の特性を活かした産業活動が展開されており、これらは新市の個性や魅力、活力の源泉です。

21世紀の大交流時代の中で、諸外国との交流拡大を視野に入れながら、優れた芸術・文化資産、個性豊かな都市空間や自然景観など地域の個性を活かし、多彩な出会いと賑わいによって新たな芸術・文化を創出するとともに、活力ある人材の集まりを通じて歴史ある地域産業の活性化を図る「**新たな芸術・文化と産業をはぐくむ国際交流都市の創造**」をめざします。

② 多様なライフスタイルを実現する健康文化都市の創造

個性ある都市居住と海と緑の多自然居住の多様性のある暮らしが展開される新市において、培ってきた歴史・文化を大切にした生活、充実した保健福祉システムによる安心できる生活、豊かな自然に包まれたおだやかな暮らしなどは、新市を特徴づけ、これからも大切に継承していくべき住民のライフスタイルを支援する柱です。

恵まれた自然の中で、新市に住むすべての住民が安心して暮らし、ゆとりと潤いのある生活を享受し、住民一人ひとりがその個性や能力を十分に發揮し、誰もが住み続けたいと思う「**多様なライフスタイルを実現する健康文化都市の創造**」をめざします。

2 まちづくりの基本方針

基本テーマに基づいたまちづくりの基本方向の実現をめざし、新市のまちづくりを推進していくための基本方針を次のように設定します。

- (1) 世界と交流するまちへ
- (2) 出会いとドラマを演出するまちへ
- (3) 産業ルネッサンスのまちへ
- (4) 優しさを共有するまちへ
- (5) 未来を拓く住民活力を培うまちへ
- (6) 自然と共生した快適な生活のまちへ

(1) 世界と交流するまちへ

日本だけではなく海外をも視野に入れた芸術・文化交流をはじめとした交流の拠点としての地位を確固たるものとしていくよう、芸術・文化施設の連携や瀬戸内海の海や島、文化の薫り高い都市景観の世界遺産への登録を推進します。また、芸術・文化活動、保健・医療・福祉や産業交流の活発な展開などを推進し、世界と交流するまちの実現を図ります。

(2) 出会いとドラマを演出するまちへ

多くの人が集う、賑わいのある多様な交流活動の拠点として、新たな魅力を生み出していくよう、活力ある都市活動や多彩な交流の場が確保された魅力ある都市空間や地域の個性を活かした美しい景観の形成を推進します。また、多様な交流と連携を支える交通体系や高度情報通信ネットワークを整備し、出会いとドラマを演出するまちの実現を図ります。

(3) 産業ルネッサンスのまちへ

歴史ある産業が、新しい時代に対応し、その活力を維持・増進していくことができるよう、既存産業の高付加価値化や新規・成長産業の創出、瀬戸内の十字路としての拠点性を活かした企業誘致、尾道大学と連携した人材の確保、企画開発力の強化など地域の豊かさを支える多彩な産業活動の再生をめざす産業ルネッサンスのまちの実現を図ります。

(4) 優しさを共有するまちへ

すべての住民が、地域社会の中で子どもを安心して生み、育て、豊かに老い、自立して生活することができるよう、保健・医療・福祉が連携したサービス提供体制を構築します。また、高齢社会の中で安心して生活できる豊かな地域福祉社会や子どもが健やかに育つ社会の形成を推進し、そこに暮らす人々を地域全体で支える優しさを共有するまちの実現を図ります。

(5) 未来を拓く住民活力を培うまちへ

住民一人ひとりの個性と能力が発揮され、住民が生き生きと輝く地域社会を形成していくよう、人権の尊重を基本に、すべての人々の社会参画の確立や主体的な市民活動の活発な展開を推進します。また、充実した教育環境と多様な学習機会の創出に努めるとともに、市民文化の創造やスポーツ・レクリエーションの振興を推進し、未来を拓く住民活力を培うまちの実現を図ります。

(6) 自然と共生した快適な生活のまちへ

住民の誰もが地域のどこでも安全かつ快適に暮らすことのできるよう、豊かで美しい自然を保全し、地球環境にやさしいまちづくりを進めます。また、地域の実情に応じた安全で質の高い住環境の整備を進め、身近な住民生活の安全性や快適性が確保された自然と共生した快適な生活のまちの実現を図ります。

3 主要指標の見通し

我が国の人口は、少子化を主因として、今後、減少し、広島県においても2005(平成17)年をピークとして減少傾向に入ると予想されています。

新市においては、人口の減少傾向が継続しており、コーホート推移率法によって人口の推計を行うと、2015(平成27)年の人口は126,000～129,000人程度で、2000(平成12)年の人口145,594人を下回ることが予想され、将来的に大幅な人口の伸びを期待するのは困難な状況です。

こうした状況を踏まえ、両市がこれまで進めてきたまちづくりの経緯と将来展望を基に、合併による効果を最大限発揮できるまちづくりを推進し、魅力あるまちを創造することによって、若者をはじめとする定住人口の増加を図り、できる限り人口の減少を抑制します。

コーホート推移率法: コーホート(同期間に出生した集団、通常は5歳階級別、男女別人口を用いる。)別人口の過去からの推移率(通常は5年間の推移率)を用いて、将来人口を推計する方法。

4 因島地域の位置づけと地域別整備の方針

(1) 因島地域の位置づけと役割

因島地域は、海に囲まれた風光明媚な自然に恵まれ、古くから瀬戸内海交通の一角を占め、近年は、造船業を中心とする工業の立地によって、瀬戸内海工業地帯発展の一翼を担い、また、かんきつ類をはじめとする農業生産や水産業によって発展してきました。

産業構造の転換によって、依然として厳しい状況が続く中でも、造船関連の受注が堅調に推移しているほか、因島工場に大型新造船を集約する方向が示されるなど、明るい兆しが見えつつあります。また、瀬戸内しまなみ海道と瀬戸内の島々の連携拠点として、瀬戸内しまなみ海道の整備効果を引きだす地域づくりを進めていくことが求められています。

古くから海を介して世界に開かれた瀬戸内の自然的、歴史的、人間的に豊かな風土を活かし、定住と交流に向けた都市機能の充実を図り、瀬戸内しまなみ海道周辺地域の振興に向けて先導的役割を發揮していくことが期待されています。

こうした因島地域の特性を踏まえ、新市におけるまちづくりにおいて、因島地域を「瀬戸内しまなみ海道や芸予諸島の交流・生活拠点」として位置づけ、海に囲まれた豊かな自然資源をはじめとして、水軍にちなんだ歴史資源や囲碁に代表される文化資源を活かした交流や、これまで蓄積してきた造船技術の伝承と新技術の開発・導入、経験を生かした産業の育成を通じて、新市における広域的な交流機能や産業機能の一部を分担するものとしします。

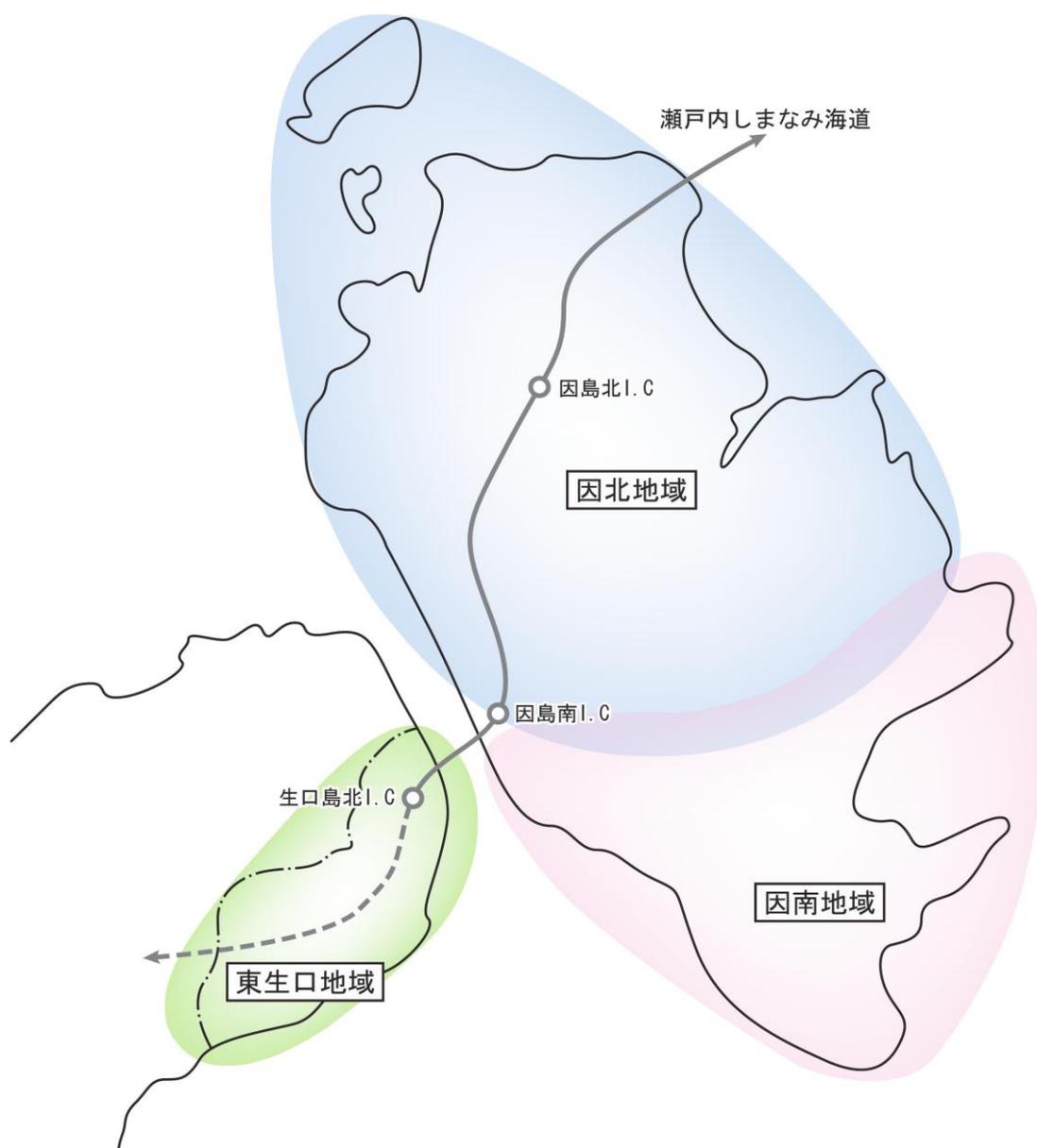
また、多様性のある暮らしが展開される新市において、瀬戸内海の豊かな自然環境にはぐくまれた地域の生活や文化を大切に、誰もが安全で安心して、快適に生き生きと暮らせる定住の場とします。



(2) 地域別整備の方針

それぞれの地域の特性を活かしながら、新市の均衡ある発展を図るため、地形条件や市街地の状況、都市機能の集積等を踏まえ、因島地域を大きく「因南地域」、「因北地域」、「東生口地域」の3つに区分し、各地域の特性に応じた整備を推進します。

■ 地域区分図



① 因南地域

【地域の性格と位置づけ】

因南地域は、概ね土生・田熊・三庄・棕浦地区から構成され、主な都市機能が集積し、海岸線に沿って、密度の高い市街地が形成された因島地域の中心としての性格を有しています。

市街地の形成や行政・保健・医療・文化・商業・工業などの都市機能の集積、高速交通や海上交通の利便性などを活かし、安全で快適な居住の場、商業など多様な都市活動の場、工業生産の場として位置づけ、因島地域の生活・生産の拠点的役割を担う賑わいのある地域とします。

【整備の基本方針】

- 土生地区については、因島地域の拠点としての機能の維持・強化を図るよう、中心商業地の再編整備を推進するなどタウンセンターにふさわしい機能と魅力の向上を図るとともに、密集市街地における居住環境の改善や防災機能の強化を図り、安全かつ良好な環境を備えた中心市街地の形成を図ります。
また、十分な耐震性能を確保して防災拠点としての機能を向上させ、地域の拠点施設として、行政サービスを適切に提供していくことができるよう、老朽化が進行した支所庁舎の整備を進めます。
- 田熊・三庄地区については、密集市街地における居住環境の改善を推進し、良好な環境を備えた住宅市街地の形成を図るとともに、県道沿いの商業機能の強化を推進し、住民の利便性の向上を図ります。
- 地域交通の充実を図るため、一般県道西浦三庄田熊線や都市計画道路など地域内幹線道路の整備を促進します。
- 土生港については、芸予諸島地域の海上交通の拠点として、市民生活や産業活動にとって重要な港湾修築や既存施設の整備拡充及び海岸保全施設の整備を促進し、安全で快適な海岸の創造を図ります。
- 漁場環境の整備・保全や水産資源の維持・増大対策を推進し、水産業の振興を図ります。
- 瀬戸内海国立公園第2種特別地域に指定されている地蔵鼻、因島公園周辺については、景観の保持に配慮しつつ、豊かな自然環境の保全を図るとともに、レクリエーションの場としての活用を進めます。
- 棕浦地区については、生活環境の整備を進め、自然環境と調和した良好な居住の場とするとともに、農用地や背後の山林の保全・育成を進め、瀬戸内海特有の景観の保全を図ります。

② 因北地域

【地域の性格と位置づけ】

因北地域は、概ね重井・大浜・中庄・外浦・鏡浦地区及び細島などから構成され、瀬戸内しまなみ海道を挟んで、東部は瀬戸内海国立公園をはじめとする海と緑の豊かな自然環境に囲まれ、歴史・文化資源が点在し、海岸線から山麓に広がる集落とまとまりのある平地に市街地が形成され、西部は大半が農業振興地域で、海岸線に沿って市街地が形成され、工業団地やレクリエーション施設が整備されています。

豊かな自然環境や歴史・文化資源、スポーツ・レクリエーション施設、工業団地の立地、高速交通の利便性、開発可能性を有する土地資源などを活かし、自然・歴史・文化・レクリエーションを通じた交流の場、自然環境と調和した快適な居住の場、農業生産の場、工業生産の場として位置づけ、交流や生産を通じて、因島地域の新たな魅力や活力を創出していく役割を担う地域とします。

【整備の基本方針】

- 中庄地区については、都市基盤施設の整備や沿道商業地の形成を推進し、良好な市街地の形成を図ります。また、市街化が進行しつつある区域については、計画的な市街地の形成を誘導するとともに、新たなニーズに対応した土地利用の推進を図ります。
- 重井地区については、農業振興の観点から、無秩序な市街化を抑制しながら、都市基盤施設の整備や沿道商業地の形成を推進するとともに、優良な農用地を保全し、農業の振興を図ります。
また、重井商工業団地への企業立地を促進するとともに、臨海部の工場地については、工業地としての環境の維持を図ります。
- 因島北 I . C 周辺については、玄関口にふさわしい景観の形成を図るとともに、瀬戸内海国立公園などの自然資源、「因島フラワーセンター」や水軍にちなんだ歴史資源、囲碁に代表される文化資源などを活かした自然・歴史・文化の交流拠点として形成します。
- 大浜地区については、生活環境の整備を進め、自然環境と調和した良好な居住の場として形成するとともに、優良な農用地を保全し、果樹を中心とした農業の振興を図るとともに、背後の山林の保全・育成を進め、瀬戸内海特有の景観の保全を図ります。
- 相川周辺については、海と島の地域資源や「しまなみビーチ」、「アメニティ公園」などの整備資源を活かした親水性レクリエーションの交流拠点として形成し、ゆとりと潤いのある空間を創出します。
- 外浦・鏡浦地区については、良好な自然と海岸線を保持しながら、農用地や背後の山林の保全・育成を進め、瀬戸内海特有の景観の保全を図ります。
- 細島地区については、離島振興を推進し、自然に恵まれた環境を活かした快適な生活の場とするとともに、農業の振興を図ります。また、生活航路として、細島～西浜航

路の維持を図るよう、利用を促進します。

- 地域間幹線道路である国道 317 号青影バイパスや一般県道西浦三庄田熊線の整備を促進し、瀬戸内しまなみ海道を主軸とした一体的な道路網の確立を図ります。
- 重井港などの港湾施設の適正な維持管理や老朽化に応じた計画的な整備を推進するとともに、高潮対策など安全な海岸の整備を促進します。
- 鏡浦・西浦漁港の適切な維持管理を図るとともに、漁場環境の保全や水産資源の維持・増大対策を推進し、水産業の振興を図ります。
- 瀬戸内海国立公園第 2 種特別地域に指定されている大浜崎、白滝山、青影・奥山周辺については、景観の保持に配慮しつつ、豊かな自然環境の保全を図るとともに、レクリエーションの場としての活用を進めます。

③ 東生口地域

【地域の性格と位置づけ】

東生口地域は、生口島の原・洲江地区から構成され、海岸線から山麓にかけて住宅と農地利用が広がる自然環境の豊かな地域です。

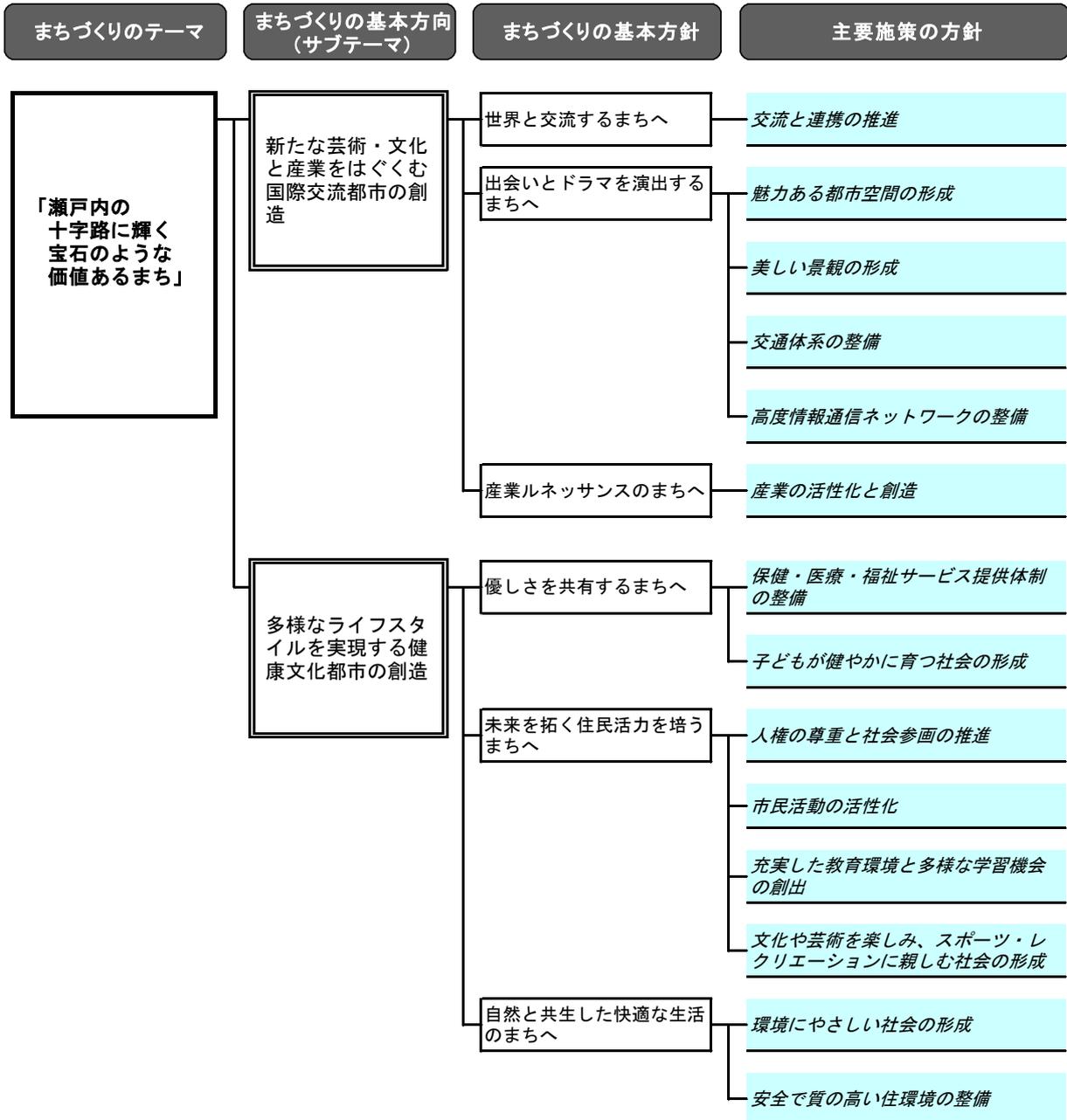
海を臨む緑豊かな自然環境を活かし、良好な自然環境と調和した快適な居住の場、農業生産の場として位置づけ、瀬戸内の特色ある豊かな暮らしを創造する地域とします。

【整備の基本方針】

- 優良な農用地を保全し、果樹を中心とした農業の振興を図るとともに、背後の山林の保全・育成を推進し、瀬戸内海特有の景観の保全を図ります。
- 無秩序な市街化を抑制し、良好な自然と海岸線の保持を図るとともに、耕作放棄地の適正な管理と合理的な土地利用を推進します。
- 海岸線から山麓にかけての集落地については、生活環境の整備を進め、自然環境と調和した良好な居住の場として形成します。
- 生口港については、施設の適切な維持管理を図るとともに、老朽化に伴う係留施設の計画的な整備を推進します。
- 生口島北 I . C 周辺については、玄関口にふさわしい景観の形成を図ります。
- 瀬戸内しまなみ海道の全線整備を図るよう、瀬戸内しまなみ海道生口島道路の早期完成を促進します。

Ⅳ 主要施策

新市のまちづくりの基本方針に基づいて、主要施策の方針を次のように設定します。



1 世界と交流するまちへ

(1) 交流と連携の推進

① 多彩な交流・連携の推進

広域的な交通拠点性や多彩な交流資源を活用し、芸術・文化・スポーツ交流、経済交流及び国際交流など、広域的な交流と連携の活発化を推進し、本市の魅力の向上と交流拠点性の強化を図ります。

このため、情報発信機能を強化し、世界遺産への登録推進、囲碁などを通じた広域的な文化交流、イベントの開催などを推進するとともに、広域交流圏域の形成を進めます。

さらに、新たなまちづくりに向けた住民の機運を高め、地域の一体化を推進していくため、地域独自の歴史・文化との調和を図りながら、市域内における人と人との交流の活発化や地域内施設の相互連携とネットワーク化などを進めます。

② 観光の振興

豊かな歴史・文化的資源や瀬戸内海の優れた自然環境など多彩な観光資源を活かした総合的な観光振興施策を推進し、多様な魅力を備えた広域観光の展開を図ります。

このため、水軍城など観光資源の魅力アップや農林水産業の観光産業化など新たな観光資源の発掘を進め、集客力のある観光地の形成を図ります。

また、観光客が海と島の豊かな自然、それらに育まれた歴史と文化などに親しみ、ふれることができるよう、地域内の観光資源のネットワークを強化するとともに、瀬戸内しまなみ海道や中国横断自動車道尾道松江線沿線地域との連携を強化し、広域観光ネットワークの形成を進めます。

さらに、観光ボランティアの育成、観光施設や周辺環境の計画的な整備など受入体制の整備を図るとともに、観光客誘致に向けた効果的な宣伝活動の展開に努めます。

■主な事業

施策	事業名	事業概要
多彩な交流・連携の推進	囲碁の館建設事業	囲碁の館の建設
	世界遺産登録推進事業	世界遺産登録に向けた各種活動の推進
	瀬戸内しまなみ大学推進事業	瀬戸内しまなみ大学における講座の展開
	文化・交流施設運営事業	おのみち文学の館・美術館・テアトロシェルネ等の運営・管理の充実
	「おのみち百選」選定事業	市域の広域化に対応した「おのみち百選」の選定と維持・充実
	「絵のまち尾道四季展」開催事業	尾道を描いた絵の全国公募・展覧会の開催
	文学ルート形成推進事業	中四国連携軸の沿線5市との交流事業の実施
	囲碁のまちづくり推進事業	秀策囲碁まつりやタイトル戦の開催・招致
観光の振興	アメニティプール整備事業	アメニティプールの温水化
	小早建造・艇庫建設事業	小早の建造、艇庫建設
	水軍城モノレール設置事業	登城用モノレールの設置
	観光パートナー養成事業	観光ボランティアガイドの養成等
	観光案内サイン充実事業	総合案内看板の架け替え、シンボルマークの表示
	観光情報発信推進事業	新たな観光PRビデオの制作
	瀬戸内しまなみ海道沿線広域観光連携事業	瀬戸内しまなみ海道観光推進協議会による観光宣伝等の広域的な観光施策の展開

2 出会いとドラマを演出するまちへ

(1) 魅力ある都市空間の形成

① 均衡のとれたまちづくりの推進

地域全体の調和のとれた発展を図るため、地域特性を踏まえた土地利用を適正に誘導し、総合的な整備を推進します。

都市的土地利用と自然的土地利用の調和に配慮し、計画的な市街地の整備を図るとともに、瀬戸内海国立公園などの自然環境や生産環境と調和した集落地の整備を進めます。

② 拠点地区の整備

地域の魅力の向上と拠点性の強化を図るため、拠点地区の特性や役割に応じた都市機能の適正配置や充実・強化、市街地の総合的な整備を推進し、魅力ある都市空間の形成を図ります。

また、都市機能が有効に作用するよう、拠点地区相互の連携強化や特性に応じた都市機能の集積を誘導します。

③ 本庁舎等の整備

市役所本庁舎及び支所庁舎は、いずれも新市における市民の生命と財産を守る防災拠点として、また、本市の一体的な発展に向けて協働のまちづくりを実践する拠点として、行政機能の中心的役割を担う重要な施設です。

合併による行政ニーズの拡充に対応し、庁舎機能の効率化、市民の利便性の向上を図るとともに、十分な耐震性能を確保して防災拠点としての機能を向上させ、本市の一体的な発展に向けたまちづくりの拠点施設として、行政サービスを適切に提供していくことができるよう、耐震性能が著しく低い本庁舎及び老朽化が進行した支所庁舎の建替えを行います。

■主な事業

施策	事業名	事業概要
拠点地区の整備	中心市街地活性化事業	TMO構想事業の事業化支援等
	中心市街地地区整備事業（因島市）	土生港周辺の中心市街地における高架歩道橋、広場、しまの駅の整備等
本庁舎等の整備	庁舎整備事業	庁舎の建替え（本庁舎、因島）

(2) 美しい景観の形成

① 景観形成の総合的推進と保全

住民・事業者・行政が一体となった景観形成に向けた取り組みを強化し、瀬戸内海の海と島、市街地や集落を取り巻く緑豊かな山々、尾道水道など特徴ある自然環境や歴史・文化資源を活かした美しい景観の形成及び保全を図ります。

特に、歴史的建造物等を中心とした歴史的・文化的景観の保全に努め、個性ある景観の創造を図り、「尾道三山及び瀬戸内しまなみ海道周辺」の世界遺産への登録をめざします。

■主な事業

施策	事業名	事業概要
景観形成の総合的推進と保全	世界遺産登録推進事業（再掲）	世界遺産登録に向けた各種活動の推進
	「おのみち百選」選定事業（再掲）	市域の広域化に対応した「おのみち百選」の選定と維持・充実

(3) 交通体系の整備

① 主要幹線道路網の整備

交流の多様化、広域化、高速化に対応するため、主要幹線道路網の整備を推進します。

このため、高規格幹線道路瀬戸内しまなみ海道の全線開通を踏まえ、体系的な道路網の確立を図り、円滑な交通流動を確保していくため、その主軸となる国道317号の改良を促進します。

② 地域内道路網の整備

新市における一体性の確保、地域内交流の活発化や住民の利便性・安全性の向上を図るため、地域内の幹線道路である一般県道西浦三庄田熊線及び街路の整備を促進します。

また、地域内の円滑な連絡を確保するよう、土生三庄線・向浜折古線・時森福吉線・延命寺山崎線・倉谷広島線・亀甲線等主要市道の計画的な整備を図るとともに、橋梁の改良等を進め、地域内道路網の整備に努めます。

③ 公共交通体系の整備

鉄道・バス・海上輸送等の公共交通体系の有機的なネットワークの形成を図り、住民の移動利便性を高めていくため、公共交通体系の充実に努めます。

バス交通については、路線維持など生活交通手段の確保を図るとともに、海上交通についても、渡船運航の維持に努めます。

さらに、住民の公共交通機関の利用を促進するため、利用啓発に努めます。

■主な事業

施策	事業名	事業概要
主要幹線道路網の整備	国道整備事業（県事業）	国道317号の改良促進
地域内道路網の整備	一般県道整備事業（県事業）	西浦三庄田熊線の改良促進
	街路事業（県事業）	浜畑家老渡線の改良促進
	市道整備事業	土生三庄線・向浜折古線・時森福吉線・延命寺山崎線・倉谷広島線・亀甲線の改良（因島市）
	橋梁長寿命化事業	橋梁の長寿命化
公共交通体系の整備	生活バス・航路等運行事業	生活バス路線・航路の維持
	港湾修築事業（県事業）	物揚場の整備（土生港箱崎地区）

(4) 高度情報通信ネットワークの整備

① 高度情報通信基盤の整備

高度情報化社会を支える情報通信基盤の充実を図るため、民間の高速なインターネット接続サービスの誘導等、高速大容量通信の整備を推進するとともに、行政においては、行政ネットワーク等行政の情報通信基盤の整備、光ファイバーを利用した庁舎や公共施設相互を接続する情報通信ネットワークの充実を図ります。

また、尾道大学の活用や生涯学習などを通じて情報化を支える人材の育成を進めるとともに、住民用行政情報端末の設置等住民サービスに配慮した公共施設等の情報拠点化を図ります。

② 高度情報化社会の形成

住民の利便性の向上と活力ある都市活動を創造していくため、情報通信基盤を積極的に活用した行政及び地域の情報化を推進し、豊かな高度情報化社会の形成を図ります。

このため、インターネット等情報通信基盤を活用した情報提供システムの構築など広報・広聴の充実を推進し、地域の魅力や住民の利便性の向上を図ります。

また、各種システムの導入・整備など電子自治体への取り組みを強化するとともに、総合行政ネットワークの適切な活用を図ります。

■主な事業

施策	事業名	事業概要
高度情報通信基盤の整備	情報化推進人材育成事業	尾道大学コンピュータ公開講座の拡充
高度情報化社会の形成	戸籍電算化事業	戸籍関係業務の電算化

3 産業ルネッサンスのまちへ

(1) 産業の活性化と創造

① 農林水産業の振興

地域の特性を踏まえた農林水産業振興施策を推進し、多彩で活力ある産地の育成と安定した農業経営の確立を推進します。

農業については、収益性の高い品種の導入、産地化や集約型農業の推進、農地の流動化・集積化を促進するとともに、優れた農業者や新規就農者の育成などを推進し、地域の特性を活かした効率的かつ安定的な農業経営の確立を図ります。

また、ため池の整備などと併せ、野菜・果樹・花きなどの農産物の産地としての維持・強化を図るよう、農業用水の安定供給のための農業生産基盤整備や施設整備を進めます。

さらに、地産地消、安全な農産品づくり、6次産業の推進や市民が農業に親しむための環境づくりなど、時代に対応した地域農業の活性化を図ります。

林業については、総合的な治山事業の実施、松枯被害木の効果的な伐倒駆除や造林などを通じて森林の持つ公益的機能の維持、保全対策の充実に努めます。

水産業については、漁業経営の安定化の支援、漁業後継者や新たな漁業就業者の育成・確保を推進するとともに、栽培漁業の振興や漁場環境の整備に努めます。

② 商工業の振興

蓄積された高い技術力や企業の集積、交通拠点性などを活かし、新しい時代に対応した既存産業の再生や新たな産業の創出を図り、地域の活性化を推進します。

卸売業については、業務の効率化・高度化を進め、経営基盤の強化を図るため、機能集積や物流システムの構築などを促進します。

中心市街地については、商業集積の魅力を手感できるように、TMO構想の事業化を推進し、回遊性の向上と賑わいの創出を図ります。

製造業については、創造性豊かな地域企業の育成を図るため、既存の技術力などの蓄積を活かしながら、企業ニーズの的確な把握に努め、経済団体等との連携を強化しつつ、必要な支援や情報を提供できるよう努めます。

また、各種サービス産業の立地・集積、観光産業の振興、ニュービジネスなどの育成・振興を図るため、これらを支える人材の育成、地域資源を活かしたソフト事業の展開や支援策の充実に努め、東京事務所の積極的な活用を図るとともに、因島技術センターについては運営などに対する必要な支援等に努めます。

さらに、重井商工業団地や尾道流通団地を中心とした企業立地の促進に取り組むとともに、情報発信に努め、多方面からの投資の促進と雇用の創出に努めます。

■主な事業

施策	事業名	事業概要
農林水産業の振興	畑地帯総合整備事業 (県事業)	畑かん施設・ダム・農道の整備(重井)、 畑かん施設(重井2期)
	ため池等整備事業 (県事業)	ため池の改修・再編整備(尾道市糸谷・宗光地区)
	基盤整備促進事業	排水機の設置等(油屋新開地区)
	地域農業活性化事業	後継者育成・産地強化・産地育成等農業活性化事業を行う 団体への支援
商工業の振興	中心市街地活性化事業 (再掲)	TMO構想事業の事業化支援
	因島技術センター支援 事業	因島技術センターの運営支援
	地域産業活性化事業	企業立地の促進、ニュービジネスの起業支援、東京事務所の 活用
	雇用情報収集・提供事業	求人企業情報の提供、合同説明会の開催

4 優しさを共有するまちへ

(1) 保健・医療・福祉サービス提供体制の整備

① 地域福祉の推進

地域福祉を取り巻く状況の変化に対応し、住民の相互扶助による地域の実情に応じた地域福祉社会の形成を図ります。

「地域福祉計画」を策定し、社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉推進体制の確立を図り、公的サービスと連携した総合的な福祉サービスの提供を推進します。

また、住民一人ひとりの福祉意識の高揚を図り、住民のボランティア活動を促進するとともに、ボランティア団体、NPO等の育成・支援を図り、地域の実情に応じた地域福祉活動の活発な展開を推進します。

② 福祉サービスの充実

高齢者や障害者が住み慣れた地域社会の中で、生きがいを持って、安心して暮らすことのできるよう、保健・医療・福祉が連携した福祉サービスの一層の充実を図ります。

高齢者については、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を基に、介護保険制度の適正な運用を図り、居宅サービスの質的・量的な充実に努めるとともに、施設サービスの質的向上を図ります。

また、居宅サービスや在宅福祉を支える介護予防・生活支援、家族介護支援など在宅サービスの充実を図ります。

障害者については、「障害者保健福祉計画」を基に、地域生活を支援するため、支援費制度等福祉サービスの一層の充実を図るとともに、社会参加の促進や障害の程度に応じた就労の場の確保に努めます。

③ 健康づくりの推進と医療の充実

住民が生涯を通じて健康に暮らしていくことができるよう、住民の自主的な健康づくりを推進するとともに、住民の多様な医療ニーズに対応した地域医療の充実を図ります。

住民の健康づくり意識の啓発を推進し、住民が主体的に取り組む健康づくりを推進するとともに、健康教育・健康相談・検診などを通じた住民の健康の維持・増進を図ります。

さらに、医療供給体制の充実に努めるとともに、医療機関の連携、搬送体制の充実等を通じて救急医療体制の確立を図ります。

■主な事業

施策	事業名	事業概要
地域福祉の推進	総合福祉保健センター建設事業	福祉と保健が連携した総合施設の建設
	ボランティア活動推進事業	福祉ボランティアの育成、派遣、組織化
福祉サービスの充実	社会福祉施設建設事業	複合的な福祉施設の建設（東生口地区）
	老人集会所建設事業	老人集会所の建設（田熊地区）
	在宅高齢者基本調査事業	在宅高齢者の生活実態の把握調査の実施
健康づくりの推進と医療の充実	尾道市立市民病院整備事業	医療機器新設・更新、医師住宅新築・増改築等
	総合福祉保健センター建設事業（再掲）	福祉と保健が連携した総合施設の建設
	アメニティプール整備事業（再掲）	アメニティプールの温水化
	救急医療体制充実事業	救急医療情報ネットワークシステム・救急医療体制の整備
	救急・救助体制整備事業	救急救命士・救助隊員養成等

(2) 子どもが健やかに育つ社会の形成

① 子育て支援の充実

少子化に対応し、安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育てを社会全体で支えるまちづくりを推進します。

多様な保育需要に応じ、保育サービスの充実を図るとともに、保育所施設（認定こども園を含む。）の整備に努め、安全で質の高い保育環境を確保します。

また、相談・情報提供・交流など子育て支援体制の充実・強化を図ります。

さらに、放課後対策の充実など育成環境の整備を進めるとともに、家庭・学校・地域の連携を強化し、子どもに対する地域教育力の向上を図ります。

② 青少年の健全育成

次代を担う青少年を健全に育成していくため、青少年が健やかに育つ環境づくりに地域ぐるみで取り組み、家庭・学校・地域・行政が連携し、青少年を支える体制づくりを進めます。

また、国際感覚豊かな若者を育成するため、青少年の海外研修や留学を支援します。

■主な事業

施策	事業名	事業概要
子育て支援の充実	保育サービス充実事業	保育サービスの拡充
	子育て支援推進事業	子育て相談・指導、子育てサークル等の育成
	放課後対策事業	放課後児童会活動等の支援
青少年の健全育成	住民参加型青少年育成事業	住民参加による青少年の健全育成活動の展開
	青少年海外研修・留学促進事業	青少年の海外研修・留学の支援

5 未来を拓く住民活力を培うまちへ

(1) 人権の尊重と社会参画の推進

① 人権の尊重

すべての人の人権が保障された差別のない社会の実現を図るため、人権教育の学習機会の提供に努めるとともに、さまざまな媒体を活用した人権啓発の充実を図るなど人権問題の解決に向けた施策を総合的に推進します。

② 男女共同参画社会の形成

男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会を形成していくため、その指針となる新たな「男女共同参画社会推進計画」を策定し、男女平等意識の確立を図り、女性の社会参画を積極的に推進していくとともに、女性の自立と幅広い社会参加を支える環境整備に努めます。

■主な事業

施策	事業名	事業概要
人権の尊重	人権教育・啓発推進事業	学習機会の提供・啓発活動の推進
男女共同参画社会の形成	男女共同参画社会づくり事業	男女共同参画社会推進計画の策定、意識啓発の充実、人材育成等

(2) 市民活動の活性化

① コミュニティ活動の推進

活力と連帯感のある地域社会を形成していくため、コミュニティ組織の充実・強化や人材の育成を図り、その活動を支援するとともに、施設整備など活動環境の充実を図ります。

また、住民と行政のパートナーシップによるまちづくりを進めていくため、広報・広聴活動の充実、行政情報の積極的な公開や情報提供に努めるとともに、NPO法人の設立・運営の支援、若手人材育成など住民の主体的なまちづくり活動を積極的に支援します。

さらに、地域社会の様々な課題に対応していくため、地域住民の連帯の強化及び地域振興のための事業に要する費用を積み立てる基金を設置し、協働のまちづくりを推進します。

■主な事業

施策	事業名	事業概要
コミュニティ活動の推進	尾道大学施設整備事業	大学施設の新増改築等
	広報充実事業	各種媒体を活用した行政情報番組の制作・放送
	NPO支援・活用事業	NPO法人の育成
	若手人材育成事業	まちづくりについての調査研究・実践活動を行う団体の支援
	庁舎整備事業（再掲）	庁舎の建替え（本庁舎、因島）
	地域振興基金積立事業	地域振興に係る事業のための基金設置

(3) 充実した教育環境と多様な学習機会の創出

① 学校教育の充実

児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばし、社会の変化に対応できる次代を担う人材を育成していくため、基礎的・基本的な学習内容の定着を基本として、特色ある教育活動を展開します。

また、小・中学校の統合を推進するとともに、安全で快適な施設環境の整備を図り、児童・生徒の安全対策の充実・強化に努めます。

さらに、体育施設の活用など地域に開かれた学校づくりを推進します。

そして、尾道大学においては、教育研究環境の充実を図るとともに、地域の人材育成や学習機会の提供に努めます。

② 生涯学習の推進

住民の生涯にわたる幅広い学習を推進し、住民一人ひとりが地域社会の中で豊かな人間性をはぐくむことができる魅力ある生涯学習社会の形成を推進します。

学習指導者や自主的な学習グループの育成、尾道大学との連携強化など、地域の特性を活かした生涯学習推進体制の充実・強化を図り、魅力ある学習機会と場の提供に努めます。

■主な事業

施策	事業名	事業概要
学校教育の充実	学校施設整備事業	(仮称)因南中学校の建設、学校施設(認定こども園を含む。)の新增改築、大規模改造、耐震改修
	学校給食共同調理場新築事業	共同調理場の新築
	尾道大学施設整備事業(再掲)	大学施設の新增改築等
	学校間ネットワーク整備事業	小・中学校間のネットワーク化
	情報教育環境整備事業	小・中学校におけるコンピュータの整備
	JETプログラム事業	小・中学校における外国語指導助手の配置
	特色ある学校づくり推進事業	小・中学校における教育研究の実践と効果の公開等による教育の質の向上
生涯学習の推進	公民館建設事業	公民館の建設(中庄・東生口地区)
	生涯学習推進事業	生涯学習基本計画の推進、高齢者・市民大学・住民教養講座等の開催、情報の提供等

(4) 文化や芸術を楽しみ、スポーツ・レクリエーションに親しむ社会の形成

① 芸術・文化の振興

地域の歴史、伝統、自然などを活かした個性と魅力ある文化の創造と振興を図るため、文化環境づくりを推進します。

囲碁文化の保存・継承・創造の拠点となる「囲碁の館」など文化施設の整備・充実を図るとともに、市内に散在する美術館、資料館、図書館等の機能連携を強化し、文化施設を活用したイベントの開催、優れた芸術・文化に親しむ機会の提供の充実に努めます。

さらに、伝統芸能や伝統行事の継承を図ります。

② スポーツ・レクリエーションの振興

住民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむ社会の形成を推進していくため、スポーツ・レクリエーション環境の整備を進めます。

また、住民が気軽にスポーツに親しむことができるよう、各種スポーツ教室や各種大会の開催に努め、生涯スポーツの普及を図ります。

■主な事業

施策	事業名	事業概要
芸術・文化の振興	囲碁の館建設事業 (再掲)	囲碁の館の建設
	囲碁のまちづくり推進 事業 (再掲)	秀策囲碁まつりやタイトル戦の開催・招致
	文化祭・美術展等開催事 業	文化祭・美術展等の開催及び支援
	文化・交流施設運営事業 (再掲)	おのみち文学の館・美術館・テアトロシエルネ等の運営・管 理の充実
	「絵のまち尾道四季展」 開催事業 (再掲)	尾道を描いた絵の全国公募・展覧会の開催
	文学ルート形成推進事 業 (再掲)	中四国連携軸の沿線5市との交流事業の実施
スポーツ・レクリエ ーションの振興	公園整備事業	因島運動公園の整備
	スポーツ振興事業	各種スポーツ大会の開催支援等

6 自然と共生した快適な生活のまちへ

(1) 環境にやさしい社会の形成

① 自然環境の保全と活用

恵まれた自然と共生した環境にやさしいまちづくりを進めていくため、瀬戸内海国立公園をはじめとした海と島と山の豊かな自然環境の積極的な保全と創造を図ります。

下水道の計画的な整備を進め、河川や瀬戸内海の水質保全を図るとともに、瀬戸内海国立公園内の環境整備を推進します。

また、農地、森林や海岸の環境保全、市街地内の緑の保全を図ります。

さらに、環境の保全と創造を総合的に推進していくため、環境基本計画を策定し、住民、事業者、行政が一体となった環境保全活動を推進していくとともに、公害防止対策の充実など環境保全と創造に関する施策の推進を図ります。

② 循環型社会の構築

ごみの発生・排出を抑制し、再利用や再資源化を進め、循環型社会の構築を推進します。

住民や企業の意識啓発を促進し、ごみの減量化と分別の徹底を図り、地域における体系的なリサイクルシステムの確立に向けた体制の構築を進めるとともに、汚泥再生処理センターの整備など関連施設の充実を進めます。

■主な事業

施策	事業名	事業概要
自然環境の保全と活用	環境基本計画策定事業	環境基本計画の策定
循環型社会の構築	一般廃棄物処理施設建設事業	広域処理に伴う処理施設の更新、因瀬クリーンセンターの整備
	汚泥再生処理センター建設事業	汚泥再生処理センターの建設
	ごみ減量化推進事業	啓発活動の推進、資源物の分別回収、環境資源リサイクルセンター等の運営

(2) 安全で質の高い住環境の整備

① 安全な生活の確保

災害から住民の生命・財産を守り、災害に強いまちづくりを推進するとともに、住民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

市域の拡大等に対応した「地域防災計画」を策定し、災害応急体制の充実を図るとともに、住民の防災意識の啓発に努め、自主防災組織の育成など住民の自主的な防災体制の確立を推進します。

また、土砂災害防止対策、護岸整備等海岸保全対策や都市下水路の整備、東南海・南海地震による津波からの避難・誘導体制の確立など地域の特性に応じた自然災害対策を推進します。

さらに、消防体制の強化や交通安全対策及び防犯対策の充実に努めます。

② 生活基盤の整備

住民の安全で快適な生活環境を確保していくため、地域の実情やニーズに応じた生活基盤の計画的な整備を図ります。

住宅については、人口の流入や定住を促進していくため、多様なニーズに対応した公営住宅の建替えを進めるとともに、民間における良質な住宅、宅地の供給を促進します。

生活道路については、狭あい道路の拡幅、維持管理の充実等道路の安全性・快適性の確保を図ります。

公園については、公園の持つ多様な役割や住民のニーズを踏まえ、体系的かつ計画的な整備を図るとともに、維持管理の充実に努めます。

上水道については、未給水区域の解消や施設の維持管理の充実を図り、安全で良質な水道水の安定的な供給に努めます。

下水道については、地域の実情に応じた整備手法により、計画的な整備を進めます。

さらに、すべての人が安全で快適に日常生活を送ることができるよう、「バリアフリー計画」を策定するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、道路、建築物、公共交通機関等を対象とした人にやさしい施設づくりを推進します。

■主な事業

施策	事業名	事業概要
安全な生活の確保	地域防災計画策定事業	地域防災計画の策定
	高潮対策事業（県事業）	護岸整備（重井海岸）
	港湾海岸保全施設整備事業（県事業）	護岸整備（土生港海岸小用・三庄地区、重井港海岸西浜地区）
	海岸保全施設整備事業（県事業）	護岸改修（尾道市満越地区、因島市仁井屋新開地区）
	都市下水路整備事業	ポンプ施設整備
	消防施設整備事業	消防屯所の整備（三庄・中庄・田熊）、消防団器具庫の整備
	因島消防庁舎整備事業	因島消防庁舎の建替え
	救急・救助体制整備事業（再掲）	救急救命士・救助隊員養成等
	救急医療体制充実事業（再掲）	救急医療情報ネットワークシステム・救急医療体制の整備
	防火安全対策事業	高齢者世帯への住宅用火災報知器の設置
	火災予防学習推進事業	幼年消防クラブの結成及び育成
	交通安全施設等整備事業（県事業）	一般県道西浦三庄田熊線の歩道拡幅
生活基盤の整備	公営住宅建設事業	公営住宅の建替え
	公園整備事業（再掲）	因島運動公園の整備
	西瀬戸ライフライン整備事業（県事業）	水道管のループ化
	上水道整備事業	配水管整備、配水管布設、応急給水拠点確保
	バリアフリー計画策定事業	バリアフリー計画の策定

V 公共施設の統合整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の実情、地域間のバランス、財政事情等を考慮しながら、逐次、統合整備を図ります。

統合整備にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、現公共施設の配置・整備状況や有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスや住民の利便性の低下を招かないよう、十分配慮します。

市役所本庁舎及び支所庁舎については、住民窓口サービスの低下を招かないよう、十分配慮し、電算システムの統合など必要な機能の整備を図るとともに、十分な耐震性能を確保して防災拠点としての機能を向上させ、本市の一体的な発展に向けたまちづくりの拠点施設として、行政サービスを適切に提供していくことができるよう、耐震性能が著しく低い本庁舎及び老朽化が進行した支所庁舎の建替えを行います。

VI 財政計画

1 計画の前提

(1) 期間

計画の期間は 2006(平成 18)年度から 2025(令和 7)年度までの 20 か年とします。

(2) 対象

財政計画は、普通会計のみを対象としています。

(3) 作成方法

合併協議の内容を盛り込んで、各項目ごとに推計を行っています。

2 歳入

(1) 地方税

地方税については、税制改正の影響を見込んで計上しています。

(2) 地方消費税交付金

地方消費税交付金については、消費税増税の影響を見込んで計上しています。

(3) 地方交付税

地方交付税については、合併算定替を基本とし、国の財政支援措置や合併特例債の交付税措置を加算しています。また、合併算定替の段階的縮減の影響を見込んで計上しています。

(4) 国庫支出金及び県支出金

各事業の特定財源を計上しています。

(5) 繰入金

財政調整基金や減債基金等の繰入金を計上しています。

(6) 諸収入

貸付金元利収入などを計上しています。

(7) 地方債

地方債については、新市建設計画に係る合併特例債やその他各事業の財源に充てるものを計上しています。

(8) その他

その他の歳入については、地方譲与税、地方特例交付金等の各種交付金、分担金及び負担金などを、制度改正や現在の実績に応じて計上しています。

3 歳出

(1) 人件費

人件費については、定員適正化計画による職員数を基本とし、2020（令和 2）年度からは会計年度任用職員分を見込んで計上しています。

(2) 扶助費

扶助費については、約 1.2%の伸び率の見込みに加えて、幼児教育無償化による影響を見込んで計上しています。

(3) 公債費

公債費については、2018（平成 30）年度までの借入れに係る償還予定に加えて、2019（令和元）年度以降の事業に係る償還額を計上しています。

(4) 物件費

物件費については、過去の実績を基に計上しています。

(5) 補助費等

補助費等については、補助金や公営企業、尾道市立大学への負担金などを計上しています。

(6) 繰出金

国民健康保険事業特別会計などへの繰出金を計上しています。

新市建設計画の計上事業のうち普通会計に属さない事業については、経費の一部をこの繰出金などにより措置するよう計上しています。

(7) 普通建設事業費

新市建設計画のうち普通会計に属する建設事業について計上しています。

(8) その他の歳出

その他の歳出については、維持補修費、積立金、投資・出資金・貸付金、災害復旧費を計上しています。

■歳入

(単位：百万円)

区 分	2006 (平成 18) 年度	2007 (平成 19) 年度	2008 (平成 20) 年度	2009 (平成 21) 年度	2010 (平成 22) 年度	2011 (平成 23) 年度	2012 (平成 24) 年度	2013 (平成 25) 年度
地方税	18,040	19,463	20,759	19,627	19,962	19,609	19,066	18,819
地方消費税交付金	1,449	1,410	1,315	1,386	1,384	1,373	1,364	1,352
地方交付税	14,628	13,044	13,843	13,556	15,063	14,848	15,155	15,146
使用料及び手数料	2,534	2,594	2,513	2,481	2,468	2,476	1,562	1,637
国庫支出金	4,370	4,242	4,419	9,186	6,541	6,717	6,398	7,379
県支出金	3,134	3,223	3,023	3,609	3,705	3,676	4,072	3,899
繰入金	204	1,481	1,090	270	391	171	144	913
諸収入	3,081	2,937	3,715	2,939	2,683	2,482	2,171	2,134
地方債	5,188	5,023	5,792	5,589	4,295	3,875	4,894	6,136
その他	3,828	3,329	2,224	2,775	2,472	3,526	2,991	2,383
合 計	56,456	56,746	58,693	61,418	58,964	58,753	57,817	59,798

区 分	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度
地方税	18,362	18,513	18,091	18,629	18,550	18,147	17,926	17,394
地方消費税交付金	1,649	2,805	2,492	2,530	2,563	2,538	3,313	3,313
地方交付税	15,335	15,497	14,808	14,784	14,810	15,056	14,087	14,184
使用料及び手数料	1,590	1,588	1,522	1,477	1,449	1,356	1,207	1,211
国庫支出金	8,014	8,251	9,420	9,122	8,435	10,292	9,775	9,898
県支出金	3,875	3,954	4,206	4,349	4,083	4,701	4,420	4,508
繰入金	275	659	1,486	1,108	754	1,109	634	1,463
諸収入	1,996	2,073	1,943	1,974	1,896	1,851	1,838	1,858
地方債	7,820	5,071	4,576	11,824	8,034	12,428	6,771	5,778
その他	3,375	3,304	2,750	2,685	2,306	3,084	1,799	1,955
合 計	62,291	61,715	61,294	68,482	62,880	70,562	61,770	61,562

区 分	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度	2025 (令和 7) 年度
地方税	17,453	17,332	16,941	16,957
地方消費税交付金	3,313	3,313	3,313	3,313
地方交付税	13,607	13,779	13,838	13,725
使用料及び手数料	1,215	1,215	1,215	1,215
国庫支出金	9,679	9,942	10,082	10,343
県支出金	4,697	4,815	4,973	5,132
繰入金	1,575	1,721	1,968	1,580
諸収入	1,838	1,838	1,838	1,838
地方債	4,698	4,248	4,239	3,369
その他	1,977	1,984	1,989	2,002
合 計	60,052	60,187	60,396	59,474

■歳出

(単位：百万円)

区 分	2006 (平成 18) 年度	2007 (平成 19) 年度	2008 (平成 20) 年度	2009 (平成 21) 年度	2010 (平成 22) 年度	2011 (平成 23) 年度	2012 (平成 24) 年度	2013 (平成 25) 年度
人件費	14,124	14,525	14,617	13,396	13,838	13,285	11,765	10,185
扶助費	7,125	7,384	7,629	8,076	9,911	10,490	10,796	11,090
公債費	8,628	9,030	8,745	8,162	7,955	7,773	7,678	7,668
物件費	6,716	6,689	6,571	7,208	6,990	7,201	6,754	6,853
維持補修費	442	410	603	724	777	875	984	858
補助費等	2,901	3,029	3,292	6,368	3,487	3,767	4,415	4,782
繰出金	5,450	5,914	5,586	5,990	6,083	6,098	6,322	6,500
積立金	476	633	849	562	1,185	923	885	1,142
出資・貸付金等	2,769	2,881	2,878	2,654	2,336	1,865	2,008	1,784
普通建設事業費	6,611	5,943	6,845	7,513	4,275	4,944	5,502	7,524
災害復旧費	0	11	25	63	171	55	90	94
合 計	55,242	56,449	57,640	60,716	57,008	57,276	57,199	58,480

区 分	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度
人件費	10,436	10,366	9,924	10,428	9,840	9,990	10,223	9,954
扶助費	12,097	12,364	13,025	13,128	12,603	13,032	13,361	13,716
公債費	7,567	7,149	7,068	6,962	6,858	7,211	7,453	8,081
物件費	7,041	7,748	7,722	7,517	7,987	8,577	6,933	7,012
維持補修費	904	904	1,006	1,004	886	841	969	974
補助費等	3,718	4,681	4,790	4,849	4,836	5,211	5,274	5,346
繰出金	6,646	7,051	6,962	6,860	6,903	6,592	6,616	6,638
積立金	1,383	2,386	651	4,928	355	217	387	392
出資・貸付金等	1,685	1,668	1,725	1,555	1,521	1,790	1,754	1,831
普通建設事業費	9,523	5,897	6,552	9,438	7,761	14,245	7,210	7,588
災害復旧費	32	48	744	940	1,948	2,856	1,590	30
合 計	61,032	60,262	60,169	67,609	61,498	70,562	61,770	61,562

区 分	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度	2025 (令和 7) 年度
人件費	9,859	10,162	10,105	10,060
扶助費	14,076	14,440	14,808	15,181
公債費	8,233	8,441	8,192	7,776
物件費	7,093	7,175	7,175	7,175
維持補修費	979	984	984	984
補助費等	5,198	5,303	5,104	5,085
繰出金	6,628	6,611	6,596	6,597
積立金	396	401	405	409
出資・貸付金等	1,743	1,700	1,736	1,732
普通建設事業費	5,818	4,940	5,262	4,446
災害復旧費	29	30	29	29
合 計	60,052	60,187	60,396	59,474

注 2006(平成 18)年度から 2018(平成 30)年度までは決算額。2019(令和元)年度は決算見込み額。
2020(令和 2)年度以降は計画額

用語解説

【あ】

インターネット

世界中のコンピュータと、文字、映像、音声等を使った多様な情報を自由に通信することを可能とする世界規模の情報通信ネットワーク。

NPO

Non Profit Organization の略。民間非営利団体のことで、営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

尾道三山

尾道市の景観を特徴づける3つの山（千光寺山、西国寺山、浄土寺山）で、中世の面影を残し、数多くの神社仏閣が配置されている。

おのみち百選

尾道市が誇るべき埋もれた文化的資源と魅力的な自然資源に関する箇所の選定事業。

【か】

街路

都市計画の中で定められた都市計画道路。

合併特例債

合併年度及びこれに続く10年度に限り、市町村建設計画に基づく特に必要な事業及び合併関係市町村の振興のため行う基金造成に対して充当される特例地方債。

観光ボランティア（ガイド）

訪れる観光客に地域の歴史・文化などの観光資源を案内し、地域の魅力を多くの人々に紹介する人。

義務的経費

歳出のうち支出が義務づけられている経費で、人件費、扶助費及び公債費の合計額をいう。

救急医療

救急医療は、軽症患者に対応する一次（初期）救急医療、重症患者に対応する二次救急医療、最重症患者に対応する三次救急医療によって形成されている。

行政情報端末

誰もが簡単に操作することによって、住民生活に必要な行政情報を入手することができる機器。

居宅サービス

介護保険で利用できる在宅介護を中心としたサービスで

- ・訪問介護（ホームヘルプ）
 - ・訪問入浴介護
 - ・訪問看護
 - ・訪問リハビリテーション
 - ・居宅療養管理指導
 - ・通所介護（デイサービス）
 - ・通所リハビリテーション（デイケア）
 - ・短期入所生活介護（福祉施設のショートステイ）
 - ・短期入所療養介護（医療施設のショートステイ）
 - ・認知症対応型共同生活介護
 - ・特定施設入所者生活介護
 - ・福祉用具貸与
- の12種類をいう。

広域行政圏

都市及び周辺農山漁村地域を一体とする、日常生活圏の総合的な振興整備を進めるために設定された圏域。尾道市、因島市は尾三広域行政圏に属する。

高規格幹線道路

第四次全国総合開発計画で提示された高速自動車道。地方中枢・中核都市や、地域の発展の核となる地方都市及びその周辺地域から、おおむね1時間程度で利用が可能となるように計画された約1万4千kmに及ぶ幹線道路。

公債費

地方債の元利償還金、一時借入金利子の支払いに要する経費。

高度情報化（社会）

情報の伝達処理コストが格段に小さくなり、情報に関する時間的・空間的な制約が大幅に少なくなる結果、すべての人が平等に情報の入手・処理・発信を行うことができるようになること。（社会）

高度情報通信ネットワーク

インターネット等高速大容量の情報を伝達する通信網。

コーホート推移率法

コーホート（同時期に出生した集団、通常は5歳階級別、男女別人口を用いる。）別人口の過去からの推移率（通常は5年間の推移率）を用いて、将来人口を推計する方法。

【さ】

財政構造の硬直化

一般財源に対する人件費・扶助費・公債費等の経常的に充当する経費の割合が高まり、臨時的な財政需要に対する余裕が少なくなり、財政運営の弾力性が失われること。

栽培漁業

水産資源の維持・増大と漁業生産の向上を図るよう、種苗生産、放流、育成管理等の人為的手段を施して資源を積極的に培養しつつ漁獲する、つくり・育てる漁業のこと。

三位一体の改革

地方分権の一環として小泉政権が進める地方税財政制度の改革で、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しの三つを同時かつ一体的に行うこと。

しまの駅

「道の駅」と同様の施設。来訪者や地域の人々のため、休憩機能、情報発信機能及び地域の連携機能の3つの機能を併せ持つ施設。

シェア

持ち分、割り当て。または市場占有率。

JETプログラム

The Japan Exchange and Teaching Program の略。語学指導等を行う外国青年招致事業。

自主財源

地方公共団体が自主的に収支しうる財源。地方税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当する。

集約型農業

土地を耕すという形態ではなく、先進技術や施設を活用し、野菜・花き園芸などの栽培を行う単位当たりの収益性が高い農業。

主要幹線道路

地域内の道路網の骨格となる主要な道路。具体的には国道や主要地方道。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制や資源の循環的な利用などにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

人件費

議員報酬、特別職の給与、職員給与、退職金等。

スケールメリット

規模を大きくすることで得られる効果。

水道管のループ化

水道管を環状にすることにより、水道水の安定供給を図ること。

世界遺産

世界遺産条約に基づきユネスコの世界遺産リストに登録されている世界的に顕著な普遍的価値を有する人類共通の宝物。文化遺産（建築物、遺跡等）、自然遺産（優れた価値を持つ地形、生物、景観を有する地域）、複合遺産（文化と自然両方の要素を兼ね備えているもの）に分類される。

瀬戸内しまなみ大学

瀬戸内しまなみ海道沿線市町村が、相互の連携を図り、交流を高めることを目的として共同で開催するイベントや講座の総称。1999(平成11)年度に開学。

瀬戸内海国立公園第2種特別地域

自然公園法に基づいて環境大臣が指定する国立公園（我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地）で、特別保護地区・第1～3種の特別地域及び普通地域に区分されているうちの第2種特別地域に該当する。

総合行政ネットワーク

地方公共団体間を相互に接続するとともに、国のネットワークである霞が関WANとも接続する広域的でセキュリティの高い行政ネットワーク。

【た】

タウンセンター

行政・商業・医療等の諸機能が集積した賑わいのあるまちの中心。

多自然居住

豊かな自然環境を有する地域において、自然と共生するゆとりある居住の実現と地域の活性化を目指すもの。

地域内道路

両市内や両市間を連絡する主要な道路。

地域福祉社会

住み慣れた地域でだれもが安心して福祉サービスを利用し、支え合いの中で自分らしい生活を送ることができる地域社会。

地域包括ケアシステム

多様化する保健・医療・福祉のニーズに的確に対応するため、地域において、保健・医療・福祉（介護）サービスを総合的・一体的・継続的に提供していくシステム。

地産地消

「地場生産－地場消費」を略した言葉で、食への理解を深め、自分たちの住む地域で作られた食料をその地域で消費しようとする取り組みのこと。

地方交付税

国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を地方公共団体の人口、面積などに応じ一定の計算方法で算定して交付されるもの。

地方債

臨時的に多額の経費を伴う事業を行うときの財源を調達するため借り入れる資金で、対象となる事業は地方財政法等で制限されている。

地方税

市町村が課税する市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税及び都市計画税など。

中四国地域連携軸

島根～広島～愛媛～高知を結ぶ南北方向の多様な交流・連携を促進する構想。

TMO構想

Town Management Organization の略。商店街、行政、住民その他事業者等の地域を構成する様々な主体が参加し、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組む構想。

電子自治体

申請・届出等の手続のオンライン化など、情報通信技術を活用して行政の効率化やサービスの高度化を実現すること。

【な】

ニーズ

需要。要求。

日常生活圏

通勤や通学、通院、買い物など日常生活の範囲。

ニュービジネス

社会の動向や消費者の生活形態の変化に対応して生まれた新しい事業。

ネットワーク

網状の組織、～網。ネットワーク化は、ネットワークを介して、物流、情報、人々の交流などが盛んに行われるよう様々な手段を講じること。

ノウハウ

経験的に培われてきた知識・情報。

【は】

伐倒駆除

松くい虫の被害を受けたマツに対して行う伐倒及び薬剤散布による駆除。

パートナーシップ

提携、協力関係の意味。まちづくりにおいては、市民と行政が互いに自立し、互いの主体性を尊重し、かつ相互作用による創造的な効果を発揮していく関係。

バリアフリー

障害者等が生活・行動する上で妨げとなる障壁が取り除かれた、障害者等に優しい生活空間のあり方。

光ファイバー

毛髪ほどの細さのガラス等で作られた光通信ケーブルのこと。一般電話用のケーブルに比べ大量のデータを高速伝送することに適している。

尾三地域発展プラン

広島県が平成 14(2002)年 3 月に策定した県内 7 か所の地域ごとの総合的な発展計画のひとつ。

尾三地域は、三原市、尾道市、因島市、本郷町、瀬戸田町、御調町、久井町、向島町、甲山町、世羅町、世羅西町の 3 市 8 町（計画策定時）から構成される。

扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者の生活維持を図る目的で支出される経費。

物件費

需用費、役務費、委託料等。

分権型社会

国と地方の役割を見直し、国に集中した権限や財源を地方に移して、住民に身近な問題は住民に身近なところで決める地方分権のもと、住民と行政とがそれぞれの役割と責任を認識し、協働でまちづくりを行う社会。

分配所得

市町村の居住者（法人・政府を含む）が生産活動に参加することによって得た所得の総額。

ポテンシャル

潜在的な能力・可能性。

【や】

ユニバーサルデザイン

年齢や能力にかかわらず、すべての人々が利用可能であるように、製品、建物、空間等をデザインする考え。

【ら】

ライフスタイル

生活様式。衣食住をはじめ、行動様式や価値観まで含めていう。

リサイクルシステム

資源や廃棄物を再利用・再資源化する仕組み。省資源・省エネルギー、環境保全、廃棄物の減量化などを図る。

ルネッサンス

14～16 世紀、イタリアから西ヨーロッパに拡大した人間性解放をめざす文化革新運動。再生の意味で表現される。

6 次産業

1 次産業（生産）と 2 次産業（加工等）・3 次産業（販売）の有機的な結合による総合産業。

尾道市・因島市新市建設計画

2005（平成17）年

編集・発行／尾道市・因島市合併協議会
